

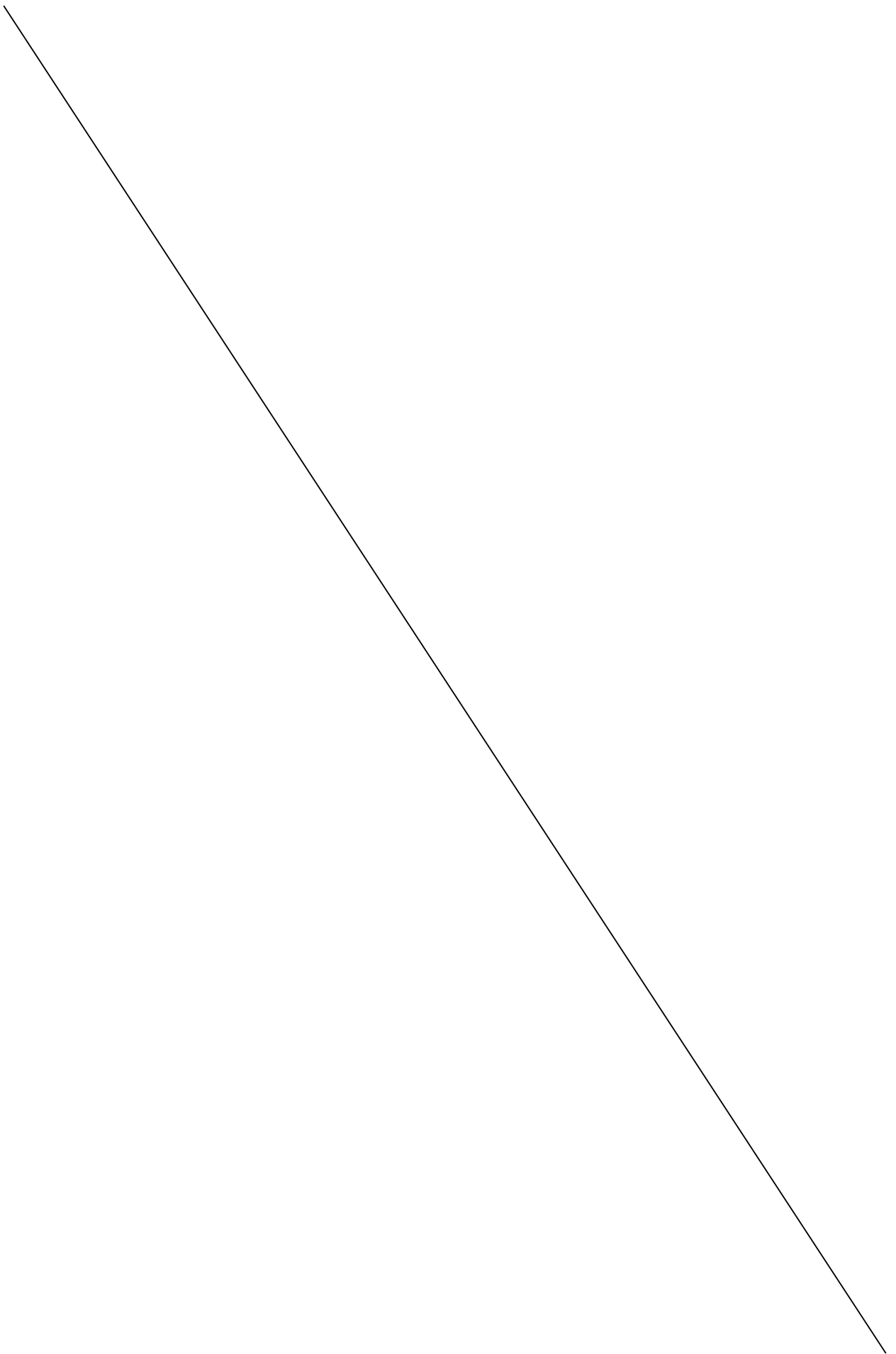
# 浜松市における認可外保育施設の 制度の概要

## (令和6年4月1日施行)

### 【この資料における略称】

- ・「法」 … 児童福祉法
- ・「省令」 … 児童福祉法施行規則
- ・「市要綱」 … 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱
- ・「認定こども園法」 … 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

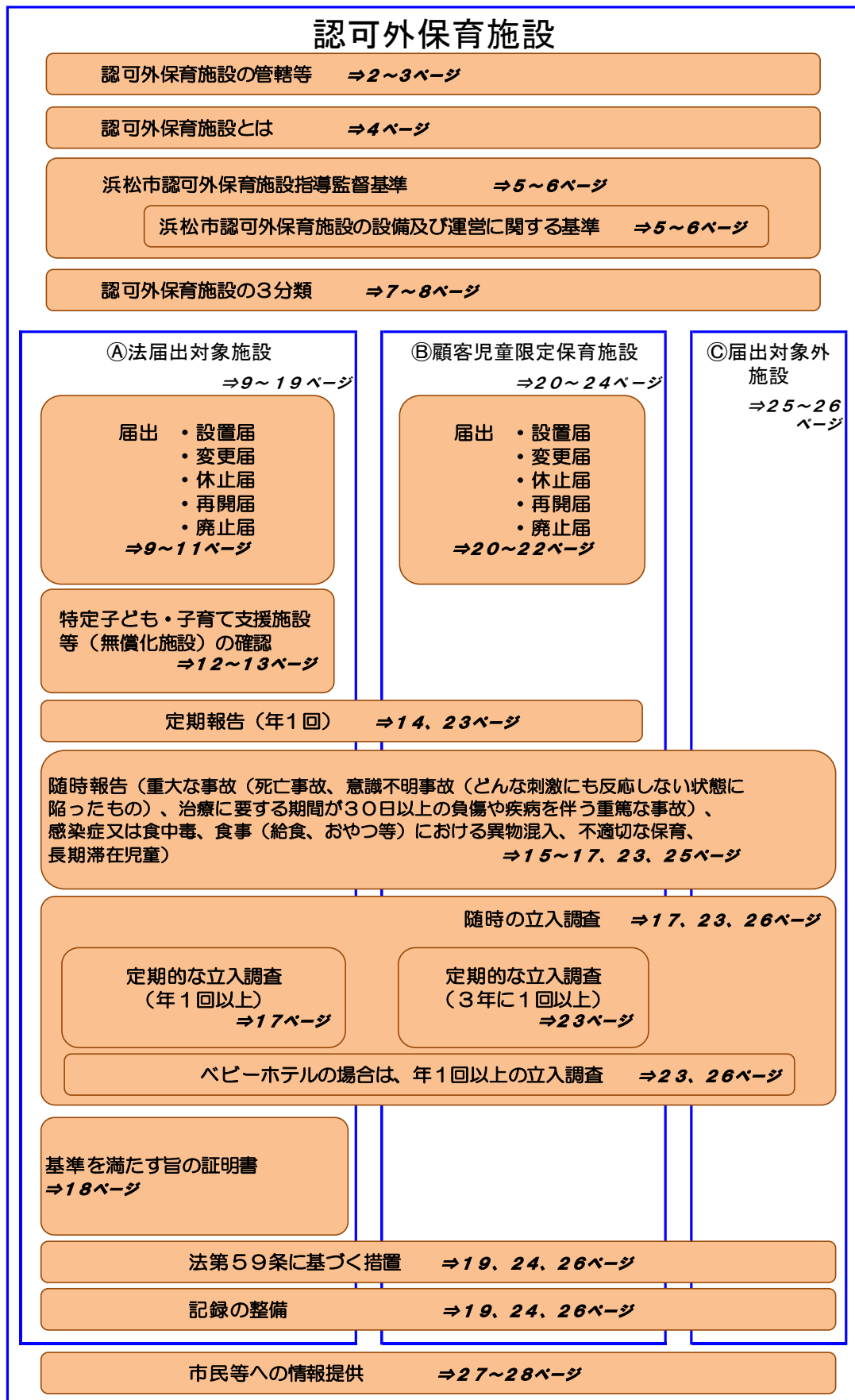
浜松市 こども家庭部  
幼保支援課  
幼保運営課  
こども若者政策課



## I. 浜松市における認可外保育施設の制度の体系

## 1. 制度の主な体系

浜松市における認可外保育施設の制度の主な体系は以下のとおりです。



## 2. 認可外保育施設の管轄等

## (1) 浜松市の管轄する認可外保育施設

施設の所在地が浜松市内であるもの

※浜松市以外に所在する認可外保育施設の管轄は、静岡県知事等になります。

## (2) 担当課

(令和6年4月1日現在)

主な業務内容	担当課・連絡先
<p>①認可外保育施設制度全般            ②設置・変更等の届出            ③随時報告（長期滞在児童）            ④特定子ども・子育て支援施設等（無償化施設）の確認            ⑤利用料の無償化（償還払い）</p>	<p>浜松市こども家庭部 幼保支援課</p> <p>浜松市役所 本館2階            〒430-8652            浜松市中央区元城町103番地の2</p> <p>①・②・③・④            : 企画・制度グループ TEL:(053)457-2827            ⑤: 給付・事業グループ TEL:(053)457-2118            Mail:s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp</p> <p>&lt;変更予定&gt;            〒430-0933            浜松市中央区鍛冶町100-1            ザザシティ浜松中央館5階            ※所在地の変更は令和6年8月頃からを予定。</p>
<p>随時報告（重大な事故（死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上（負傷や疾病を伴う重篤な事故）、感染症又は食中毒、食事（給食、おやつ等）における異物混入、不適切な保育）</p>	<p>浜松市こども家庭部 幼保運営課            指導グループ</p> <p>浜松市役所 本館2階            〒430-8652            浜松市中央区元城町103番地の2            TEL:(053)457-2117            Mail:u-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp</p> <p>&lt;変更予定&gt;            〒430-0933            浜松市中央区鍛冶町100-1            ザザシティ浜松中央館5階            ※所在地の変更は令和6年8月頃からを予定。</p>

主な業務内容	担当課・連絡先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期報告（年 1 回）</li> <li>・ 立入調査</li> <li>・ 基準を満たす旨の証明書</li> <li>・ 改善勧告・業務停止命令等の措置</li> </ul>	<p>浜松市こども家庭部 こども若者政策課 監査・調整グループ</p> <p>浜松市役所 本館 2 階 〒430-8652 浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2 TEL : (053) 457-2795 Mail : katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt;変更予定&gt; 〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町 1 0 0 - 1 ザザシティ浜松中央館 5 階 ※所在地の変更は令和 6 年 8 月頃からを予定。</p> </div>

### (3) 事業者向け市ホームページ

認可外保育施設に関する法令・通知や届出様式等を掲載しています。

#### 【市ホームページ掲載箇所（令和 6 年 3 月 1 2 日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ） > B. 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyousya/b-ninkagaihoiku.html>

### (4) 保育に関する市からの情報提供等

届出がされた認可外保育施設については、保育に関する必要な情報をメールにて随時提供します。また、国・県・市の行う調査等の対象となることもありますので、ご協力をお願いします。

II 認可外保育施設 (A)法届出対象施設、(B)顧客児童限定保育施設、(C)届出対象外施設 共通

1. 認可外保育施設とは

認可外保育施設とは、次に掲げるア～ウの項目のすべてに該当する施設をいいます(法第59条、第59条の2、市要綱第2条第1号)。

ア 1人以上の乳幼児を保育する

※保育とは、法第6条の3第7項より、養護及び教育のこと。保育所保育指針第1章-2-(1)によると、保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりのこと。

イ 法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可を取り消されたものを含む。)

ウ 下記の業務を目的とするもの

施設の目的とする業務	利用定員	実施場所	ベビーホテル
事業所内保育事業 (法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設)	—	施設	次のア～ウのいずれかを常時運営しているものは、ベビーホテルとしても扱われる(ベビーシッターを除く)
家庭的保育事業 (法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設)	5人以下	家庭的保育事業者の居宅又はその他の場所(乳児・幼児の居宅を除く)	
小規模保育事業 (法第6条の3第10項に規定する業務を目的とする施設)	6人以上 19人以下	施設	ア 夜8時以降の保育 イ 宿泊を伴う保育 ウ 一時預かり (利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合)
保育所 (法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設)	20人以上	施設	
居宅訪問型保育事業(ベビーシッター) (法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設)	—	乳児・幼児の居宅	

※(B)顧客児童限定保育施設 及び (C)届出対象外施設に該当する場合でも、ベビーホテルとして扱われると、年1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査を実施します。

2. 浜松市認可外保育施設指導監督基準と浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準

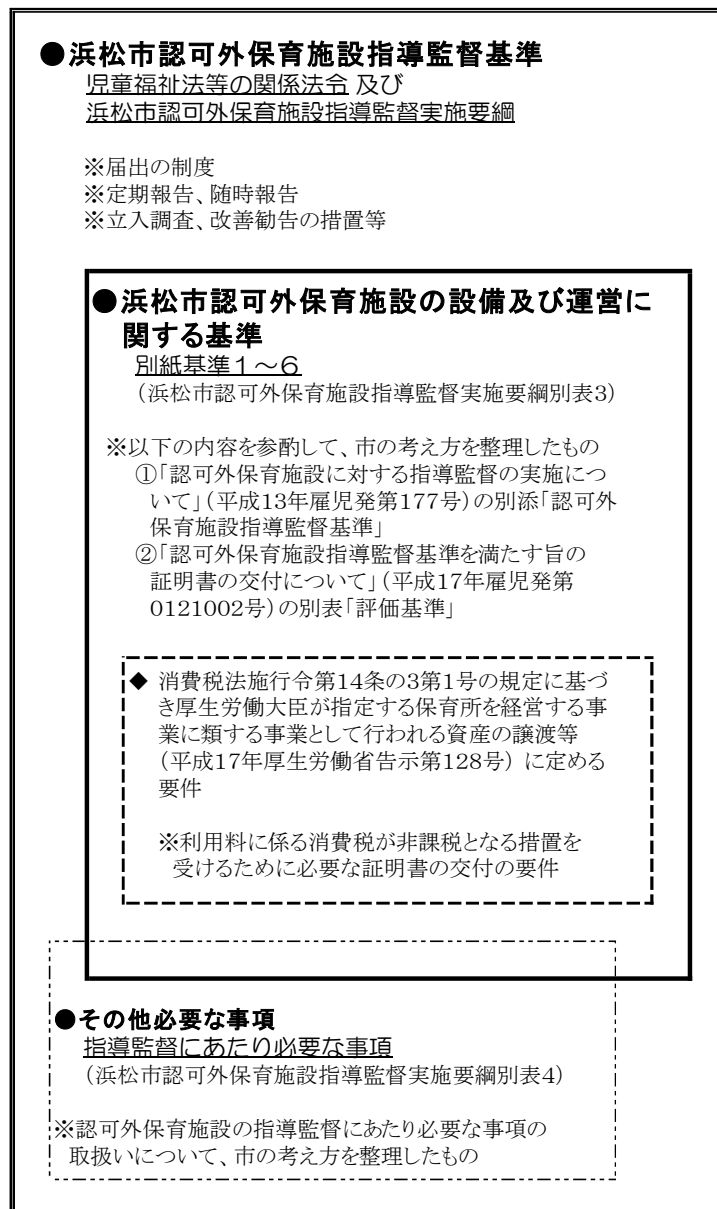
(1) 浜松市認可外保育施設指導監督基準（市要綱第16条第2項）

認可外保育施設に対する指導監督の基準である浜松市認可外保育施設指導監督基準は、児童福祉法等の関係法令 及び 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱（市要綱） とし、設置等の届出制度や定期報告、立入調査等の指導監督の実施に関して必要な事項を定めています。

(2) 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（市要綱第16条第3項）

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（浜松市認可外保育施設設備運営基準）は、「認可外保育施設指導監督基準」（国通知）及び「評価基準」（国通知）の両基準を参酌して市の考え方を整理したものを市要綱で定めています。この浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準は、浜松市認可外保育施設指導監督基準の一部に含まれるものとしています（下図）。また、この浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準は、目的とする業務や1日に保育する乳幼児の数等によって6種類あります（下表（次ページ））。

(図) 認可外保育施設に対する指導監督の基準の整理



(表) 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の種類

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準	適用する区分	
(別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)	ベビーシッター以外の	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの
(別紙基準2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)	法届出対象施設及び届出対象外施設	1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの
(別紙基準3) 複数雇用のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)	ベビーシッター	複数の保育に従事する者を雇用しているもの
(別紙基準4) 個人のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)		複数の保育に従事する者を雇用していないもの
(別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設)	ベビーシッター以外の	1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの
(別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設)	顧客児童限定保育施設	1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの

※「1日に保育する乳幼児の数」について

- ④法届出対象施設：市に届出がされた入所(利用)定員とします。ただし、入所(利用)定員を超えた数を保育する場合は、実際の人数に応じた浜松市認可外保育施設設備運営基準を適用します。なお、市要綱第8条第1項の変更届により入所(利用)定員の変更をしなければなりません。実際の人数に応じた浜松市認可外保育施設設備運営基準を適用します。
- ⑤顧客児童限定保育施設：顧客児童保育施設として一度に保育する最大の人数を1日に保育する乳幼児の数とします。
- ⑥届出対象外施設：入所(利用)定員とします。ただし、入所(利用)定員を超えた数を保育する場合は、実際の人数に応じた浜松市認可外保育施設設備運営基準を適用します。

(参考) 令和4年度の見直しの考え方

①浜松市認可外保育施設指導監督基準の考え方

これまでは国通知による認可外保育施設指導監督基準を指導監督基準とする一方で、届出制度や定期報告等の位置づけが明確ではなかったところがありました。そのため、令和4年度からは、届出制度や定期報告等も含めた広義の意味として、児童福祉法関係法令及び市要綱を指導監督基準としました。

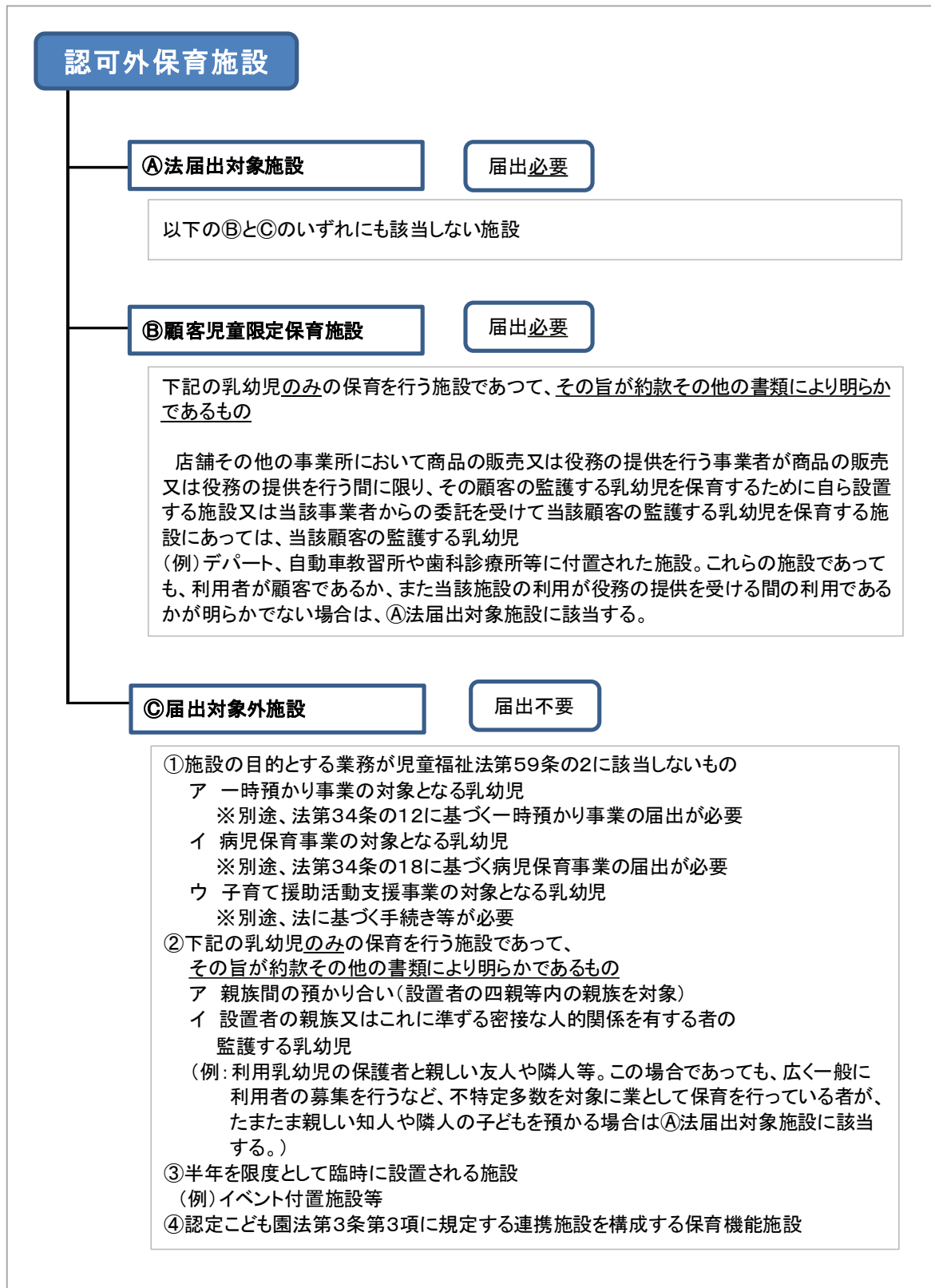
②浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の考え方

これまでの指導監督においては、2つの国通知で表記が異なる部分があるなど、解釈や取扱いが必ずしも明確ではなかったところがありました。そのため、今回の見直しにあたり、厚生労働省にも確認するなどした結果を踏まえ、市の考え方を整理し、基準をより明確にした「浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準」を定めました。これにより認可外保育施設に対する一層効果的で適切な指導監督につなげるものです。



## 3. 認可外保育施設の3分類

認可外保育施設は、保育の対象とする乳幼児等により以下の①～③の3つに分類されます。詳細については、次ページを参照してください。



※①法届出対象施設は、法第59条の2第1項において届出の対象として規定された施設。

②顧客児童限定保育施設と③届出対象外施設は、法第59条の2第1項において届出の対象外として規定されているが、このうち②顧客児童限定保育施設について浜松市では届出制を導入している。

(参考) 認可外保育施設の種類について

※児童福祉法、児童福祉法施行規則、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年雇児発第177号)及び浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱を元に作成

認可外保育施設 ……1人以上の乳幼児を保育する認可を受けていない施設(乳幼児の数は一時預かり児童を含める)	③顧客児童限定保育施設	④届出対象外施設
<p><b>④届出対象外施設</b></p> <p>右の⑧顧客児童限定保育施設、⑨届出対象外施設のいずれにも該当しないもの</p> <p>子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るもの(企業主導型保育事業)は④法届出対象施設に該当</p> <p>・約款やパンフレット等の書面等により確認できない場合は届出対象</p> <p>・約款等により記載されているが、実態として⑧(1)・⑨(1)に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は④法届出対象施設に該当</p> <p>⑧(1)①の例のような施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、④法届出対象施設に該当</p> <p>⑨(1)③の例のような場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい人や隣人の子どもを預かる場合は④法届出対象施設に該当</p> <p>幼稚園を設置する者が当該幼稚園と合わせて設置している施設において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余剰教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは④法届出対象施設に該当</p>	<p><b>⑧顧客児童限定保育施設</b></p> <p>(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>①店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監視する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監視する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監視する乳幼児</p> <p>(例) デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設</p>	<p><b>④届出対象外施設</b></p> <p>1 施設の目的とする業務が児童福祉法第59条の2に該当しないもの</p> <p>①一時預かり事業の対象となる乳幼児 ※別途、法第34条の12に基づく一時預かり事業の届出が必要</p> <p>②病児保育事業の対象となる乳幼児 ※別途、法第34条の18に基づく病児保育事業の届出が必要</p> <p>③子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児 ※別途、法に基づく手続き等が必要</p> <p>2 次の(1)～(3)のいずれかに該当する施設(省令第49条の2)</p> <p>(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>①(市要綱に基づき、⑥顧客児童限定保育施設として届出対象)</p> <p>②設置者の四親等内の親族である乳幼児 (例) 親族間の預かり合い</p> <p>③設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監視する乳幼児 (例) 利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等</p> <p>(2) 半年を限度として臨時に設置される施設 (例) イベント付置施設等</p> <p>(3) 認定子ども園法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設</p>
		<p>＜他制度＞</p> <p>一時預かり事業</p> <p>病児保育事業</p> <p>子育て援助活動支援事業</p>

ベビーシッター

ベビーホテル

次、夜8時以降の保育

ベビーシッター

次、のいずれかを常時運営しているもの(ベビーシッターを除く)

ア、夜8時以降の保育

ベビーシッター

ベビーホテル

次、のいずれかを常時運営しているもの(ベビーシッターを除く)

ア、夜8時以降の保育

イ、宿泊を伴う保育

ウ、一時預かり(利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合)

Ⅲ ㉑法届出対象施設

㉑法届出対象施設は、1人以上の乳幼児を保育する（乳幼児の数は一時預かり児童を含める。）、認可を受けていない施設で、㉒顧客児童限定保育施設（20ページ）や㉓届出対象外施設（25ページ）に該当しない施設をいいます。

施設の適正な保育内容及び保育環境の確保のため、浜松市認可外保育施設指導監督基準を遵守する必要があります。

1. 根拠など

(1) 根拠

児童福祉法第59条の2

浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱第2条第2号

(2) 該当する施設

認可外保育施設のうち、㉒顧客児童限定保育施設及び㉓届出対象外施設のいずれにも該当しない施設

2. 届出関係

(1) 届出

法届出対象施設を設置したり、変更事項が生じたりした場合等は、市長に届出が必要です。届出を怠った場合や虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処されます（法第62条の4）。

届出の様式は、市ホームページに掲載しています。

【市ホームページ掲載箇所（令和6年3月12日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ） > B. 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyousya/b-ninkagaihoiku.html>

※令和6年4月1日付けで改正を予定している設置届、変更届等の様式については、令和6年3月下旬に掲載予定です。

①設置届（法第59条の2第1項、市要綱第5条第1項）

対象となる時	新たに法届出対象施設を設置したとき
届出書類	(1) 認可外保育施設（法届出対象施設）設置届（第1号様式） (2) 共通様式1 (3) 共通様式2 (4) その他市長が必要と認める書類
届出期日	事業開始年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課

②変更届（法第59条の2第2項、市要綱第8条各項及び第9条各項）

対象となるとき	市に届出済の事項に変更が生じたとき ※変更届の対象となる変更事項については下表のとおり
届出書類	(1) 認可外保育施設（法届出対象施設）変更届（第2号様式） (2) その他市長が必要と認める書類
届出期日	変更年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課

（表）認可外保育施設（法届出対象施設）変更届の対象となる変更事項

省令第49条の4等に規定する 変更届出事項	変更が生じた場合に届出を必要とする内容	
法第59条の2第1項第1号 施設の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の名称（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称）</li> <li>・施設の所在地（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地）</li> </ul>	
法第59条の2第1項第2号 設置者の氏名及び住所又は名称 及び所在地	設置者が個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名</li> <li>・個人の住所</li> </ul>
	設置者が任意団体の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意団体の名称</li> <li>・任意団体の所在地</li> <li>・任意団体の代表者の氏名</li> </ul>
	設置者が法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の名称</li> <li>・法人の所在地</li> <li>・法人の代表者の氏名</li> </ul>
法第59条の2第1項第3号 建物その他の設備の規模及び構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の構造</li> <li>・建物の階数</li> <li>・建物の形態</li> <li>・立地場所</li> <li>・施設の面積</li> <li>・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の用途、位置、区画及び面積</li> <li>・調理室又は調理設備の用途、位置及び区画</li> <li>・児童用便所の用途、位置及び区画並びに便器の数</li> <li>・屋外遊戯場の用途、位置、区画及び面積</li> </ul>	
法第59条の2第1項第5号 施設の管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の氏名</li> <li>・管理者の住所</li> </ul>	
省令第49条の3第11号 施設の設置者について、過去に 法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、 法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の 当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その 内容を含む。）	<p>「施設の設置者」について、次のとおりとする。ただし、過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者が今回の施設の設置者の組織の一部である場合は、当該過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の施設の設置者が個人の場合は、その個人の該当有無</li> <li>・今回の施設の設置者が任意団体の場合は、その任意団体及びその任意団体の代表者のそれぞれの該当有無</li> <li>・今回の施設の設置者が法人の場合は、その法人及びその法人の代表者のそれぞれの該当有無</li> </ul>	
市要綱第9条 施設の入所定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所（利用）定員の総数の増減</li> <li>・入所（利用）定員の歳児別の内訳</li> </ul>	

## ③休止届（法第59条の2第2項、市要綱第10条第1項から第3項まで）

対象となるとき	法届出対象施設を休止したとき
届出書類	(1) 認可外保育施設（法届出対象施設）休止届（第3号様式） (2) その他市長が必要と認める書類
届出期日	休止年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課
留意事項	・ 休止届による休止予定期間は半年を限度とする ・ 既に届け出た休止予定期間を超えて休止したときは、超えた期間及び新たな休止予定期間について、直前に届け出ている休止予定期間の満了日から1か月以内に、休止届により市長に届け出なくてはならない

## ④再開届（市要綱第10条第4項）

対象となるとき	休止届で届け出た休止予定期間内又は休止予定期間の満了した日の翌日に再開したとき
届出書類	(1) 認可外保育施設（法届出対象施設）再開届（第4号様式） (2) 共通様式1（休止期間が連続して1年を超えた場合のみ） (3) 共通様式2（休止期間が連続して1年を超えた場合のみ） (4) その他市長が必要と認める書類
届出期日	再開年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課

## ⑤廃止届（法第59条の2第2項、市要綱第11条第1項）

対象となるとき	法届出対象施設を廃止したとき
届出書類	(1) 認可外保育施設（法届出対象施設）廃止届（第5号様式） (2) その他市長が必要と認める書類
届出期日	廃止年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課
留意事項	廃止した法届出対象施設について、引き続き顧客児童限定保育施設として事業を実施する場合は、21ページ（「Ⅳ⑧顧客児童限定保育施設」2（1）①）の認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）設置届を別途提出すること

## (2) 届出をしなかった場合等の罰則（法第62条の4）

届出を怠った場合や、虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処されます。

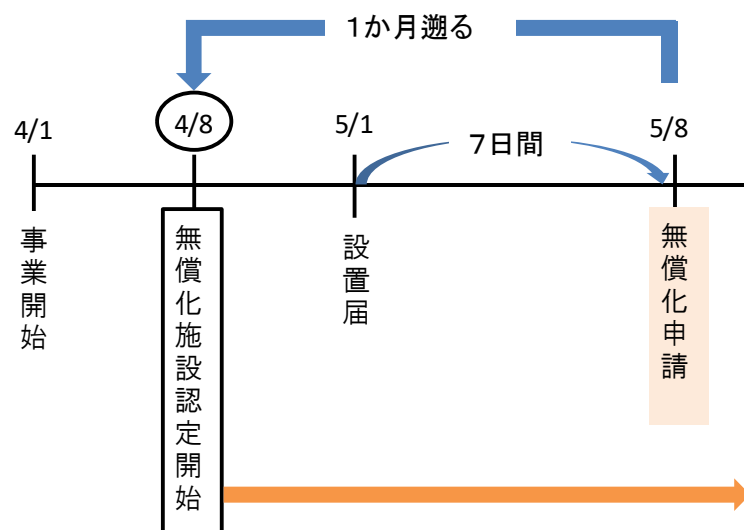
(3) 特定子ども・子育て支援施設等の確認等について

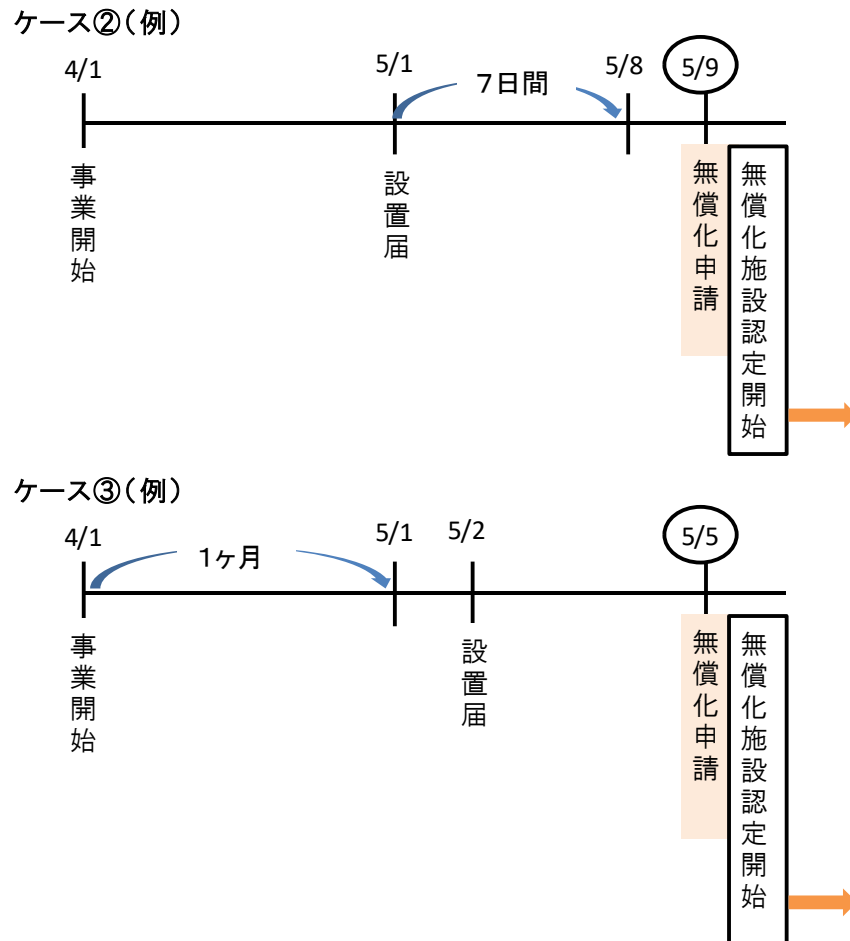
①特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

- ・ 幼児教育・保育の無償化のための施設の確認（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11）を受けるためには、認可外保育施設（法届出対象施設）設置届とは別に特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請が必要です。
- ・ 申請書類は9ページ（「Ⅲ④法届出対象施設」2（1））に記載している市ホームページに掲載しています。
- ・ 特定子ども・子育て支援施設等は、浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準に加えて、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）を満たすことが必要です。
- ・ 設置届及び確認申請書の受付日によって、下表のとおり認定開始日が異なります。

認可外保育施設 （法届出対象施設） 設置届	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書及び認定の時期	
事業開始年月日の翌 日から起算して 1か月以内に 受付された場合	設置届の受付日の翌日から 起算して7日以内の受付 ⇒ケース①	確認申請書の受付日から1か月遡 った日と事業開始年月日のうちい ずれか遅い方の日から認定
	設置届の受付日の翌日から 起算して8日目以降の受付 ⇒ケース②	確認申請書の受付日から認定
事業開始年月日の翌 日から起算して 1か月を過ぎてから 受付された場合	確認申請書の受付日から認定 ⇒ケース③	

ケース①(例)





②特定子ども・子育て支援施設等確認変更届

子ども・子育て支援法第58条の5に規定する事項に変更があった場合には、10日以内に「特定子ども・子育て支援施設等確認変更届」により市長に届出が必要です。

③特定子ども・子育て支援施設確認辞退届

法届出対象施設の廃止等に伴い、特定子ども・子育て支援施設の確認の辞退をする場合は、辞退年月日より前に「特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届」により市長に届出が必要です。なお、子ども・子育て支援法第58条の6の規定により、3か月以上の予告期間を設ける必要があります。

④特定子ども・子育て支援施設等の基準を満たしていない施設の無償化の対象となる猶予期間  
(令和6年9月30日終了)

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、一定の基準を満たすことが必要です。現在は基準を満たしていない施設においても5年間の猶予期間(子ども・子育て支援法附則第4条)中は無償化の対象となっていますが、その猶予期間が令和6年9月30日で終了します。猶予期間終了後の令和6年10月以降に基準を満たしていない場合は、無償化の対象外の施設となり、児童の利用料についても無償化の対象外(有償)となります。無償化の対象外施設となる場合、無償化の対象外となる保護者へ説明をするとともに、無償化の確認の辞退等の手続きを検討してください。

なお、浜松市認可外保育施設設備運営基準に適合していることにより、特定子ども・子育て支援施設等の基準(子ども・子育て支援法施行規則第1条)を満たすこととなります。

3. 指導監査関係

(1) 定期報告（運営状況の報告）（法59条第1項及び法第59条の2の5第1項、市要綱第18条第1項）

法届出対象施設の設置者は、毎年、市長が定める日までに、「認可外保育施設運営状況報告書」により、運営状況を市長に報告する必要があります。

個別に提出依頼をしますので、定められた期日までに提出してください。

対象となる時	市長が運営状況の報告を求めた時
報告書類	(1) 認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式） (2) 共通様式1 (3) 共通様式2 (4) 共通様式3（ベビーシッターを除く） (5) 共通様式4（ベビーシッターのみ） (6) その他市長が必要と認める書類
報告期日	市長が定める日
提出先	浜松市 こども若者政策課

(2) 随時報告（法第59条第1項、市要綱第18条第3項）

認可外保育施設において事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合には、市長に報告する必要があります。

報告の様式は、市ホームページに掲載しています。

【市ホームページ掲載箇所（令和6年3月12日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ） > B. 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyousya/b-ninkagaihoiku.html>



①重大な事故（死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故）

対象となるとき	認可外保育施設において重大事故事案が発生したとき ※報告の対象となる重大事故の範囲 ・死亡事故 ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
報告書類	教育・保育施設等事故報告書様式
報告期日	第1報…原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日） 第2報…原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと
報告先	浜松市 幼保運営課
その他	・重大事故の内容については、市から国へ報告する ・企業主導型保育事業については、施設から公益財団法人児童育成協会に報告する必要がある
参考	「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号）

②感染症又は食中毒

対象となるとき	認可外保育施設において次のア～ウのいずれかの場合に該当するとき ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に設置者若しくは管理者が報告を必要と認めた場合
報告書類	感染症・食中毒疑い事例発生報告書（保育所・認定こども園）（様式1） （浜松市（令和6年4月～幼保運営課へ変更予定）、生活衛生課（保健所）ともに同一様式を使用）
報告期日	該当する場合に速やかに
報告先	①浜松市 幼保運営課 ②浜松市 生活衛生課（保健所）
その他	保健所の指示による措置を講じること
参考	「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知）

③食事（給食、おやつ等）における異物混入

対象となるとき	認可外保育施設において次のア、イのいずれかのものが食事（給食、おやつ等）に混入していたとき ア 健康被害が想定されるもの（金属片、ガラス片、洗剤等） イ 健康への被害が否定できないもの（衛生害虫（ゴキブリ等）、異味異臭等） ※上記ア、イに当てはまらない異物であっても、保護者等とのトラブルに発展しそうな事案については、必要に応じて報告する
報告内容	・施設名 ・日時 ・混入した献立 ・混入した異物（形状、大きさ） ・発見者（児童、調理従事者、職員） ・発見場所 ・発見状況（盛付後、口の中など） ・混入の原因 ・健康被害の有無 ・自園調理の有無
報告期日	該当する場合に速やかに
報告先	①浜松市 幼保運営課 ②浜松市 生活衛生課（保健所）
報告方法	①電話又はFAX ②電話
報告書類（参考）	必要に応じて、異物混入状況報告書を活用する
その他	・給食のみではなく、おやつを提供した場合も含む。 ・当該食事（給食、おやつ等）を児童の保護者が調理したものであるときは報告の対象外とする ・外注による食事（給食、おやつ等）の場合は業者に連絡をしたうえで報告する ・喫食の直前に児童が発見したもの（児童に食事（給食、おやつ等）を提供した後の場合）は、混入事例として報告する ・保健所等への報告の後、必要に応じて保健所等が立入調査を実施する場合がある

④不適切な保育

対象となるとき	認可外保育施設において不適切な保育を行ったことが判明したとき
報告期日	該当する場合に速やかに
報告先	浜松市 幼保運営課
報告方法	電話

## ⑤長期滞在児童

対象となるとき	当該認可外保育施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度入所している児童がいる場合
報告書類	長期に滞在している児童について（報告）（第12号様式）
報告期日	対象となる児童を把握した場合に速やかに
報告先	浜松市 幼保支援課

## (3) 指導監督基準（市要綱第16条第2項）

適正な保育内容及び保育環境の確保のため、認可外保育施設の運営にあたっては、浜松市認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督を行います。

指導監督基準については、5ページ（「Ⅱ認可外保育施設」2）を参照してください。

## (4) 立入調査（法第59条第1項、市要綱第19条ほか）

- ・原則として年1回以上、立入調査を実施します。また、市長が必要と認める場合の随時の立入調査を実施します。
- ・立入調査を実施し、浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たしていることを確認した施設については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（次ページ）を交付するとともに、監査結果及び改善状況を公表します。
- ・正当な理由がないにも関わらず、立入調査を拒んだり、質問に対して虚偽の答弁をしたりなどした場合は、30万円以下の罰金に処されます（法第62条第7号）。

(5) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（市要綱第20条）

立入調査を行い、浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たしていることを確認した場合は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付します。

【参考】認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の例

第14号様式

第 号  
年 月 日

施設名  
設置者氏名

浜松市長

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

あなたの設置する認可外保育施設（法届出対象施設）は、浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を満たしているため、その旨を証明する。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日 年 月 日
- 4 設置者
- 5 管理者
- 6 浜松市による立入調査実施日 年 月 日
- 7 この証明書の交付年月日 年 月 日
- 8 適用する浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準

適用する基準に丸が付く



別紙基準1	1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）	
別紙基準2	1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）	
別紙基準3	複数雇用のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）	
別紙基準4	個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）	

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき、浜松市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先：浜松市 部 課（TEL ）

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を指導監査担当部署に返却すること。

## ★一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について

消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号）に定める要件に適合していることが証明される場合は、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日雇児保発第0331003号）のとおり、その利用料に係る消費税が非課税となります。

## (6) 法第59条に基づく措置

市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、認可外保育施設の設置者若しくは管理者に対し、下記に掲げる措置をとることができます。

- ・必要と認める事項の報告徴収
- ・事務所・施設への立入
- ・設備・運営についての必要な調査・質問
- ・設備・運営の改善その他の勧告
- ・勧告に従わなかったときの公表
- ・事業の停止・施設閉鎖命令
- ・事業の停止・施設閉鎖命令をしたときの公表

## 4. 記録の整備（市要綱第28条）

- ・認可外保育施設の設置者は、市へ届出又は報告した書類及び浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準別紙基準1から別紙基準4までのそれぞれの「第9 備える帳簿等」の項に規定する書類等について、当該施設を運営している間（休止期間を含む。）は、その文書の完結の日から少なくとも1年間は必要な記録の整備及び保存をしてください（文書の完結から5年間保管することが望ましい）。ただし、法令等で定めのあるものについては、当該法令等の定めに従ってください。
- ・保育所保育指針に基づき作成した、保育所児童保育要録の原本等については、当該小学校へ送付してから少なくとも1年間は保存をしてください（当該児童が小学校を卒業するまでの間保管することが望ましい）。

## IV ㊸顧客児童限定保育施設

認可外保育施設のうち、顧客の乳幼児のみを保育する施設については、「顧客児童限定保育施設」として届出制を導入しています。

㊸法届出対象施設（9ページ）と同様に、浜松市認可外保育施設指導監督基準を遵守する必要があり、立入調査等も実施します。

## 1. 根拠など

## (1) 根拠

浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱第2条第3号

## (2) 該当する施設種別

認可外保育施設のうち、下記の乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児

(例) デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設（これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、㊸法届出対象施設に該当する）

## (参考) 届出制を導入した背景

法第59条の2及び省令第49条の2において、法律上の届出の対象外となる施設が規定されています。その一方で、これらの届出の対象外の施設であっても、法第59条による指導監督の対象であるとされており、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを確認することが求められています。

その中で、特に顧客児童限定保育施設に該当する施設については、不特定多数の乳幼児が保育されている実態があると考えられることから、令和4年度から届出制を導入し、実態把握及び立入調査につなげることとしました。

## 2. 届出関係

## (1) 届出

顧客児童限定保育施設を設置したり、変更事項が生じたりした場合等は、市長に届出が必要です。

届出の様式は、市ホームページに掲載しています。

## 【市ホームページ掲載箇所（令和6年3月12日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ） > B. 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyousya/b-ninkagaihoiku.html>

## ①設置届（市要綱第12条第1項及び第2項）

対象となるとき	新たに顧客児童限定保育施設を設置したとき
届出書類	(1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）設置届（第6号様式） (2) 共通様式5 (3) その他市長が必要と認める書類
届出期日	事業開始年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課

## ②変更届（市要綱第13条）

対象となるとき	市に届出済の事項に変更が生じたとき ※変更届の対象となる変更事項については下表のとおり
届出書類	(1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）変更届（第7号様式） (2) その他市長が必要と認める書類
届出期日	変更年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課

(表) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）変更届の対象となる変更事項

区分	変更が生じた場合に届出を必要とする内容	
施設の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の名称（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称）</li> <li>・施設の所在地（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地）</li> </ul>	
設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	設置者が個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名</li> <li>・個人の住所</li> </ul>
	設置者が任意団体の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意団体の名称</li> <li>・任意団体の所在地</li> <li>・任意団体の代表者の氏名</li> </ul>
	設置者が法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の名称</li> <li>・法人の所在地</li> <li>・法人の代表者の氏名</li> </ul>
施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。）	<p>「施設の設置者」について、次のとおりとする。ただし、過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者が今回の施設の設置者の組織の一部である場合は、当該過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の施設の設置者が個人の場合は、その個人の該当有無</li> <li>・今回の施設の設置者が任意団体の場合は、その任意団体及びその任意団体の代表者のそれぞれの該当有無</li> <li>・今回の施設の設置者が法人の場合は、その法人及びその法人の代表者のそれぞれの該当有無</li> </ul>	

## ③休止届（市要綱第14条第1項から第3項まで）

対象となるとき	顧客児童限定保育施設を休止したとき
届出書類	(1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）休止届（第8号様式） (2) その他市長が必要と認める書類
届出期日	休止年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課
留意事項	・ 休止届による休止予定期間は半年を限度とする ・ 既に届け出た休止予定期間を超えて休止したときは、超えた期間及び新たな休止予定期間について、直前に届け出ている休止予定期間の満了日から1か月以内に、休止届により市長に届け出なくてはならない

## ④再開届（市要綱第14条第4項）

対象となるとき	休止届で届け出た休止予定期間内又は休止予定期間の満了した日の翌日に再開したとき
届出書類	(1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）再開届（第9号様式） (2) 共通様式5（休止期間が連続して1年を超えた場合のみ） (3) その他市長が必要と認める書類
届出期日	再開年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課

## ⑤廃止届（市要綱第15条第1項）

対象となるとき	顧客児童限定保育施設を廃止したとき
届出書類	(1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）廃止届（第10号様式） (2) その他市長が必要と認める書類
届出期日	廃止年月日から1か月以内に届出
提出先	浜松市 幼保支援課

## (2) 届出をしなかった場合の罰則

届出をしなかった場合の罰則はありません。

ただし、市が法第59条第1項の規定による報告徴収を求めた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、報告をしなかった、虚偽の報告をした、等の行為が認められたときは、30万円以下の罰金に処されます（法第62条第7号）。



### 3. 指導監査関係

#### (1) 定期報告（運営状況の報告）（法第59条第1項、市要綱第18条第2項）

顧客児童限定保育施設の設置者は、原則として3年に1回以上、市長が定める日までに、「認可外保育施設運営状況報告書」により、運営状況を市長に報告する必要があります。

個別に提出依頼をしますので、定められた期日までに提出してください。

対象となる時	市長が運営状況の報告を求めたとき
報告書類	(1) 認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式） (2) 共通様式3（ベビーシッターを除く） (3) 共通様式4（ベビーシッターのみ） (4) 共通様式5 (5) その他市長が必要と認める書類
報告期日	市長が定める日
提出先	浜松市 こども若者政策課

#### (2) 随時報告（法第59条第1項、市要綱第18条第3項）

認可外保育施設において事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合には、市長に報告する必要があります。

報告の対象となるものや報告方法等は、14～17ページ（「Ⅲ㉔法届出対象施設」3（2））を参照してください。

#### (3) 指導監督基準（市要綱第16条第2項）

適正な保育内容及び保育環境の確保のため、認可外保育施設の運営にあたっては、浜松市認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督を行います。

指導監督基準については、5ページ（「Ⅱ認可外保育施設」2）を参照してください。

#### (4) 立入調査（法第59条第1項、市要綱第19条ほか）

- ・原則として3年に1回以上、立入調査を実施します。また、市長が必要と認める場合は随時の立入調査を実施します。ただし、ベビーホテルに分類される施設は、年1回以上、立入調査を実施します。
- ・立入調査を実施した施設については、監査結果及び改善状況を公表します。
- ・正当な理由がないにも関わらず、立入調査を拒んだり、質問に対して虚偽の答弁をしたりなどした場合は、30万円以下の罰金に処されます（法第62条第7号）。

#### (5) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

顧客児童限定保育施設については、立入調査を実施し、浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たしていることを確認した場合であっても、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付は行いません。

#### (6) 法第59条に基づく措置

市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、認可外保育施設の設置者若しくは管理者に対し、下記に掲げる措置をとることができます。

- ・必要と認める事項の報告徴収
- ・事務所・施設への立入
- ・設備・運営についての必要な調査・質問
- ・設備・運営の改善その他の勧告
- ・勧告に従わなかったときの公表
- ・事業の停止・施設閉鎖命令
- ・事業の停止・施設閉鎖命令をしたときの公表

#### 4. 記録の整備（市要綱第28条）

- ・認可外保育施設の設置者は、市へ届出又は報告した書類及び浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準別紙基準3から別紙基準6までのそれぞれの「第9 備える帳簿等」の項に規定する書類等について、当該施設を運営している間（休止期間を含む。）は、その文書の完結の日から少なくとも1年間は必要な記録の整備及び保存をしてください（文書の完結から5年間保管することが望ましい）。ただし、法令等で定めのあるものについては、当該法令等の定めに従ってください。
- ・保育所保育指針に基づき作成した、保育所児童保育要録の原本等については、当該小学校へ送付してから少なくとも1年間は保存をしてください（当該児童が小学校を卒業するまでの間保管することが望ましい）。

**V ㉔届出対象外施設**

㉔届出対象外施設は、認可外保育施設のうち、㉑法届出対象施設（9ページ）、㉒顧客児童限定保育施設（20ページ）のいずれにも該当しない施設です。㉔届出対象外施設を設置した場合は、市長への届出は不要ですが、㉑法届出対象施設及び㉒顧客児童限定保育施設と同様に、浜松市認可外保育施設指導監督基準を遵守する必要があるため、指導監督の対象となります。

**1. 根拠など****(1) 根拠**

浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱第2条第4号

**(2) 該当する施設種別**

①施設の目的とする業務が法第59条の2に該当しないもの

ア 一時預かり事業の対象となる乳幼児

※別途、法第34条の12に基づく一時預かり事業の届出が必要

イ 病児保育事業の対象となる乳幼児

※別途、法第34条の18に基づく病児保育事業の届出が必要

ウ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児

※別途、法に基づく手続き等が必要

②認可外保育施設のうち、下記の乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

ア 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象）

イ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

（例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを保育する場合は㉑法届出対象施設に該当する。）

③半年を限度として臨時に設置される施設

（例）イベント付置施設等

④認定子ども園法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設

**2. 届出関係**

設置した場合の市長への届出は不要です。

**3. 指導監査関係****(1) 定期報告**

市長への定期的な報告は不要です。

**(2) 随時報告（法第59条第1項、市要綱第18条第3項）**

認可外保育施設において事故等が生じた場合や長期滞在児がいる場合には、市長に報告する必要があります。報告の対象となるものや報告方法等は、14～17ページ（「Ⅲ㉑法届出対象施設」3（2））を参照してください。

### (3) 指導監督基準（市要綱第16条第2項）

適正な保育内容及び保育環境の確保のため、認可外保育施設の運営にあたっては、浜松市認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督を行います。

指導監督基準については、5ページ（「Ⅱ認可外保育施設」2）を参照してください。

### (4) 立入調査（法第59条第1項、市要綱第19条ほか）

- ・原則として、定期的な立入調査は実施しません。ただし、市長が必要と認めるときは随時の立入調査を実施します。なお、ベビーホテルに分類される施設は、年1回以上、立入調査を実施します。
- ・立入調査を実施した施設については、監査結果及び改善状況を公表します。
- ・正当な理由がないにも関わらず、立入調査を拒んだり、質問に対して虚偽の答弁をしたりなどした場合は、30万円以下の罰金に処されます（法第62条第7号）。

### (5) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

届出対象外施設については、立入調査を実施し、浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たしていることを確認した場合であっても、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付は行いません。

### (6) 法第59条に基づく措置

市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、認可外保育施設の設置者若しくは管理者に対し、下記に掲げる措置をとることができます。

- ・必要と認める事項の報告徴収
- ・事務所・施設への立入
- ・設備・運営についての必要な調査・質問
- ・設備・運営の改善その他の勧告
- ・勧告に従わなかったときの公表
- ・事業の停止・施設閉鎖命令
- ・事業の停止・施設閉鎖命令をしたときの公表

## 4. 記録の整備（市要綱第28条）

- ・認可外保育施設の設置者は、市へ届出又は報告した書類及び浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準別紙基準1から別紙基準4までのそれぞれの「第9 備える帳簿等」の項に規定する書類等について、当該施設を運営している間（休止期間を含む。）は、その文書の完結の日から少なくとも1年間は必要な記録の整備及び保存をしてください（文書の完結から5年間保管することが望ましい）。ただし、法令等で定めのあるものについては、当該法令等の定めに従ってください。
- ・保育所保育指針に基づき作成した、保育所児童保育要録の原本等については、当該小学校へ送付してから少なくとも1年間は保存をしてください（当該児童が小学校を卒業するまでの間保管することが望ましい）。

## VI 市民等への情報提供

## 1. 市からの情報発信のツールの主なもの

- ・市ホームページ
- ・浜松市子育て情報サイト ぴっぴ
- ・子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）
- ・特定子ども・子育て支援施設等一覧（無償化施設の公示）

## 2. 児童の福祉のために必要と認める情報として市が公表するもの

下表のとおり

区分		㉠法届出対象施設	㉡顧客児童限定保育施設	㉢届出対象外施設
施設の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の名称（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称）</li> <li>・施設の所在地（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地。設置者が個人であるベビーシッターの場合は、町字名までとする。）</li> </ul>	○	○	
設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	（設置者が個人の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名</li> <li>・個人の住所（町字名までとする。）</li> </ul> （設置者が任意団体の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意団体の名称</li> <li>・任意団体の所在地</li> <li>・任意団体の代表者の氏名</li> </ul> （設置者が法人の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の名称</li> <li>・法人の所在地</li> <li>・法人の代表者の氏名</li> </ul>	○	○	
事業を開始した年月日		○	○	
事業を休止した年月日		○	○	
事業の休止（予定）期間		○	○	
事業を再開した年月日		○	○	
施設を設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設を設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。）		○	○	

区分	㊤法届出対象施設	㊦顧客児童限定保育施設	㊧届出対象外施設
施設の管理者の氏名	○		
入所（利用）定員	○		
企業主導型保育事業による運営費助成の有無	○		
第19条第7項に基づく立入調査の結果の内容（当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、指導事項並びに改善状況等を含む。）	○	○	○
第20条に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の状況	○		
第23条第2項に基づく改善勧告の内容及び改善されていない状況（当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名を含む。）	○	○	○
第24条第5項に基づく事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合の当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等	○	○	○
連絡先の電話番号	○	○	

### 3. 関係機関への情報提供

- ・市長は、認可外保育施設に対する指導監督のために必要な範囲内で、運営状況報告書及び各種届出書類等の内容並びに立入調査結果等の指導監査の情報を国及び静岡県並びに公益財団法人児童育成協会（企業主導型保育事業である認可外保育施設を設置（予定を含む。）する設置者が市内で設置する認可外保育施設の場合に限る。）へ提供することがあります。
- ・市長は、立入調査等において、当該施設が労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の児童福祉関係法令以外の法令への抵触が疑われる状況を確認した場合には、当該法令を所管する関係機関に情報提供を行うほか、必要に応じて関係機関と連携して指導にあたります。

## (参考資料) 認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なもの

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ・浜松市児童福祉法施行条例（平成24年浜松市条例第40号）
- ・浜松市児童福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第53号）
  
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- ・子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年浜松市条例第67号）
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年浜松市規則第75号）
  
- ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- ・消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号）
- ・特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）
  
- ・「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）
- ・「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成14年7月12日雇児発第0712004号）
- ・「認可外保育施設に対する届出制の導入について」（平成14年7月12日雇児保発第0712001号）
- ・「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）
- ・「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）
- ・「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日雇児保発第0331003号）
- ・「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和3年3月31日子発0331第5号）
- ・「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」（令和5年8月31日こども家庭庁事務連絡）
- ・「ベビーホテル問題への積極的な取組について」（平成13年3月29日雇児発第178号）
- ・「「よい保育施設の選び方 十か条」の作成について」（平成12年12月25日児保第45号）
- ・「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（平成30年3月30日子保発0330第2号）
- ・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号）
- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知）
- ・「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡）
- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）

- ・「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡)
- ・「不適切な保育の未然防止の徹底について」(令和4年12月6日こ未第698号)
- ・「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書(別添))
- ・「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省)
- ・「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号)
- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月16日生食発0616第1号通知)
- ・「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年3月厚生労働省)
- ・「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン(世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年)」
- ・「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」(2018(平成30)年3月(2022(令和4)年10月一部改訂)厚生労働省)
- ・「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和4年12月16日厚生労働省事務連絡)
- ・「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」(令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡)
- ・「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時等の対応)の徹底について」(令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡)
- ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡)
- ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」(令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡再周知)
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省)
- ・「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省)
- ・「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」(令和4年10月静岡県)
- ・「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ)

#### ※注

上記は認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なものを例示したものであり、労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令についても遵守が必要であることに留意すること。



(参考資料) 浜松市における認可外保育施設に関する整理表

認可外保育施設	
区分	認可外保育施設
1 該当する事業種別等	<p>④ 法届出対象施設</p> <p>認証保育所、企業主導型保育事業、院内保育施設、事業所内保育施設 など</p>
	<p>⑤ 届出対象外施設 (左記④⑥以外)</p> <p>①以下に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であってその旨が約款等で明らかであるもの                      ・4親等内の親族の乳幼児(省令第49条の2第1号ロ)                      ・密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児(省令第49条の2第1号ハ)                      ②半年以内の臨時施設(省令第49条の2第2号)                      ③幼稚園型認定こども園の保育機能部分(省令第49条の2第3号)</p>
(1)根拠	<p>市要綱</p>
	<p>⑥ 顧客児童限定保育施設</p> <p>商品の販売又は役務の提供を行う顧客の監護する乳幼児(省令第49条の2第1号イ)                      ※乳幼児のみの保育を行う施設であってその旨が約款等で明らかであるもの</p>
(2)設置	<p>法第59条の2</p> <p>認可外保育施設(法届出対象施設)設置届                      a 施設の名称及び所在地                      b 設置者の名称及び所在地                      c 事業開始年月日                      d 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別                      e 建物その他の設備の規模及び構造 など、法第59条の2第1項に規定する事項</p>
	<p>認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)設置届                      a 施設の名称及び所在地                      b 設置者の名称及び所在地                      c 事業開始年月日                      d 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別</p>
(3)変更	<p>認可外保育施設(法届出対象施設)変更届                      a 施設の名称及び所在地                      b 設置者の名称及び所在地                      c 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別                      d 建物その他の設備の規模及び構造 など、法第59条の2第2項に規定する事項</p>
	<p>認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)変更届                      a 施設の名称及び所在地                      b 設置者の名称及び所在地                      c 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別</p>
(4)休止	<p>認可外保育施設(法届出対象施設)休止届</p>
	<p>認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)休止届</p>
(5)再開	<p>認可外保育施設(法届出対象施設)再開届                      (十 休止期間が連続して1年を超える場合は、設置届相当書類)</p>
	<p>認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)再開届                      (十 休止期間が連続して1年を超える場合は、設置届相当書類)</p>
(6)廃止	<p>認可外保育施設(法届出対象施設)廃止届</p>
	<p>認可外保育施設(法届出対象施設)廃止届                      + 認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)設置届</p>
(7)未届けの場合の罰則等	<p>50万円以下の過料(法第62条の4)</p>
	<p>認可外保育施設(法届出対象施設)設置届                      ※認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)廃止届は省略とする</p> <p>認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)設置届                      ※認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)廃止届は省略とする</p>

認可外保育施設		④ 法届出対象施設	⑤ 顧客児童限定保育施設	⑥ 届出対象外施設 (左記④⑤以外)
3 指導監督関係	区分			
	(1)定期報告	認可外保育施設運営状況報告書(毎年) (法第59条第1項及び法第59条の2の5)	認可外保育施設運営状況報告書(3年に1回以上) (法第59条第1項)	なし
	(2)定期的な立入調査	年1回以上	3年に1回以上	原則なし
	(3)監査結果通知の交付	あり	あり	原則なし ※監査を行った場合は交付
	(4)監査結果・改善状況の公表	あり	あり	原則なし ※監査を行った場合は公表
	(5)基準を満たす旨の証明書の交付	あり	なし	なし
	(6)指導監督基準	児童福祉法等関係法令と市要綱(次行の設備運営基準を含む)に基づき指導監督を行う		
	設備運営基準	国通知の指導監督基準と国通知の評価基準を参照し、市の要綱で定める		
	(7)随時報告(市要綱)	・重大な事故(死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)、治療に要する期間が30日以上)の負傷や疾病を伴う重篤な事故) ・感染症又は食中毒 ・食事(給食、おやつ等)における異物混入	・不適切な保育 ・長期滞在児童	
	(8)法第59条に基づく措置	・報告、立入、調査、質問 ・改善その他の勧告、公表 ・事業の停止・閉鎖の命令、公表		
(9)虚偽の報告等の罰則	30万円以下の罰金(法第62条第7号)			
4 その他	(1)国基準からの上乗せ内容(主なもの)	・入所(利用)定員の変更の届出 ・設備運営基準を市要綱で規定 ・法令や国通知の内容に関する取扱い(解釈)を規定 ・随時報告(食事(給食、おやつ等)における異物混入・不適切な保育) ・書類の1年間保存を義務付け(5年間の保存が望ましいとする) ※ただし、法令等で定めのあるものについては、当該法令等の定めに従うこと	・届出制の実施	
	(2)届出事項等のうち、市民等へ提供する情報	・事業停止命令等の内容 ・立入調査の結果の内容 ・施設の名称及び所在地 ・設置者の名称及び所在地(個人の場合は町字名まで) ・電話番号 ・管理者の氏名 ・入所(利用)定員 ・基準を満たす旨の証明書の交付の状況 など	・事業停止命令等の内容 ・立入調査の結果の内容 ・施設の名称及び所在地 ・設置者の名称及び所在地(個人の場合は町字名まで) ・電話番号 など	・事業停止命令等の内容 ・立入調査の結果の内容 など
	(3)特定子ども・子育て支援施設等(無償化施設)の確認	可	不可	不可

浜松市認可外保育施設設備運営基準

「浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙基準1～別紙基準6）」の見方  
※別紙基準1～別紙基準6に記載された内容の全てが、基準である。

○項目

- ・認可外保育施設の設備及び運営において、満たすべき項目
- ・指導監査において、確認を行う項目

○指導監査における視点

(1) 指導事項

- ・立入調査において、指導が必要である事項

(2) 指導区分

- ・指導が必要である事項において、原則、対応する区分に「○」を付している。
- ・ただし、口頭指導であっても、以前の立入調査にて指導がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指導がなされる場合、乳幼児の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

口頭指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を一部満たしていない事項
文書指導	・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を満たしていない事項 ・浜松市ホームページ公表事項

○備考

(1) 準用基準（別紙基準5及び別紙基準6のみ）

- ・届出制を導入している顧客児童限定保育施設の基準を作成するにあたって、準用した他の基準を「別紙基準1」等と表記